

入札参加業者 各位

富田林市総務部契約検査課長
富田林市上下水道部水道総務課長

測量・建設コンサルタント等委託業務の入札参加登録業者の取り扱いについて

標記の件について、測量・建設コンサルタント等委託業務の入札参加登録業者の扱いは下記のとおりです。

つきましては、再度ご周知の程宜しくお願い致します。

記

業者の形態	運用方法
市内本店及び市内支店の新規登録業者の取り扱い	1年間待機後、事務所調査等をした後に市内業者として取り扱う。 ただし、市内支店業者は、市内業者対象案件については手持ち業務（契約検査課入札契約分）1件の受注制限有。
市外新規登録業者の取り扱い	1年間待機後に市外業者として取り扱う。
既存の市内支店業者を市内本店業者へ変更する場合の取り扱い	変更届提出後、次年度は市内支店業者扱いとし、次々年度より市内本店業者として取り扱う。
既存の市外業者を市内本店業者へ変更する場合の取り扱い	変更届提出後、次年度は市外業者扱いとし、次々年度より事務所調査等をした後に市内本店業者として取り扱う。
既存の市外業者を市内支店業者へ変更する場合の取り扱い	変更届提出後、次年度は市外業者扱いとし、次々年度より事務所調査等をした後に市内支店業者として取り扱う。

以上